









は存在するが、経験則に反した取引があった場合に、税理士の事実認定や経営者の心にベルトをかける指導のあり方も変わってくると思います。

次は、間接証拠から要件事実を推認する場合の事例です。

適切な証拠を適時に整理・保存

小林 次は、立証責任は被告にあるとされ惹

手続法第8条および第14条  
(理由附記の規定)の課税庁の  
処分への適用

この改正内容から、「税務調査  
手続の整備・明確化」について、  
特に「質問検査権規定」、理由  
附記規定 の2点を改正前後  
を比較しながらご説明します。

まず、 は税務職員に税務調  
査の権限を付与する規定のこと  
です。旧通則法では規定が置か  
れていませんでしたが、改正に  
よって、これまで課税庁側の裁  
量に委ねられてきた税務調査が  
法制化され、納税者の予測可能  
性が高められ、納税者の権利が  
守られることになりました。

また、 については、旧通則  
法では、税務当局が国税に関す



証拠性を有する会計帳簿のあり方

高橋 ます、税理士法の改正  
の变革ですが、昭和

具体的な証拠に基づいてその有無を認定する必要がありますが、直接証拠によって認定できない場合には、複数の間接事実を積み上げて事実認定を行います。

また、納税者の内部文書等を証拠とする場合には、その成立や内容の真実性が揺らがないよう作成者や作成時期等を的確に確認しておく必要があるため、

巡回監査によって証拠の収集・

保全を行う必要があります。つ

まり、巡回監査は会計事務所

による事実認定作業で、収入苟で燎<sup>ホ</sup> 柳代<sup>ヤナギノ</sup> 関翠<sup>セキ</sup> 旨<sup>シメ</sup> 一